

令和5年皆野町農業委員会第11回定例総会議事録

1. 開催期日 令和5年11月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況
 農業委員：出席者：13人・欠席者：1人
 推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	欠席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
3件

8. 事務局 吉岡明彦、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。定刻前、先ほどお話があったとおり大分前なのですが、今日予定している方は全員集まっていただきましたので、始めさせていただきますと思います。

今お話がありましたように暖かい日がこのところ続いています。今夜から土曜日、日曜日ぐらいまでは寒くなるという予報ですので、体調には十分、気温の変化に体調のほうがついていかないというところもありますので、気をつけて、それぞれの活動に励んでいただきたいと思います。

先ほど話がありましたように、今日は11回目の定例総会です。議案も幾つかございますので、慎重に審議いただいて、それぞれ決定できるようにご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました

それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長、お願いいたします。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

ただいまの出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年皆野町農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、1番、齊藤三恵子委員の1名でございます。

次に、議事録署名人に、

2番、野澤辰雄委員

3番、東光義委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

2番、野澤辰雄委員

3番、東光義委員をお願いいたします。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を

議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の1番、齊藤三恵子委員が欠席のため、事務局に対象農地の状況について説明を求めます。

事務局

私のほうから、この場で場所と、あと補足について説明をさせていただきます。

場所については、6ページの案内図を御覧ください。場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇側のほうに向けて100m少しですか、行った先の十字路を左に折れて10mすぐのところになります。こちらは、前に農地法のほうが改定される前に下限面積がまだあった頃、空き家に付随する農地ということで、移住者向けの農業支援策としてやっておりました面積要件を緩和する事業の対象であった土地になります。ですので、少し印をつけさせていただいた案内図の申請地の左側です。〇〇〇〇となっているところが、もともと空き家になっておりまして、こちらの取得と併せてこの農地を取得するものになります。ですので、移住予定先というふうに書かせていただいております。ですので、こここのところにつきましては、以前、審議をいただいている箇所、審議といたしますか、見ていただいている箇所になりまして、こちらに入ってきて、ここの家の前の畑を耕作するというような内容でございます。

農機具等につきましては、所有、持っておりませんが、この〇〇〇〇〇の移住先にもともと手で使う鍬等の農機具、必要最小限のものは、倉庫がありまして、そちらに入っている状態ですので、まずはそれを使って、家の前の庭畑といたしますか、畑を耕作するというような計画となっております。

私のほうからは、今回の議案、譲受人が今〇〇に住んでいる点が今後どうなるかということと、今回の議案がもともとそういう空き家に付随する農地ということで、その空き家に移り住む、移住するという目的に合わせて取得するような、農地を併せて取得するという制度に昔登録していた案件で、面積要件がなくなったので、今回は純粹に隣の家に住むに合わせて隣の畑を取得したいというような申請内容ということで、私のほうからの説明は以上となります。

以上です。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の丸山眞守委員も現地確認に同行していると思いますが、本件に対する意見がございましたらお願いいたします。

皆野区域担当
丸山委員

それでは、先般、事務局、また本日欠席ですが、齊藤委員、私と、こちらのほう、現況写真を見ていただきますように、現地のほう確認させていただきました。

見ていただきますように、農地といえども、こちら家庭菜園にちょうどいいぐらいの面積の農地です。また、こちらの譲受人も近々のうち移住していただけるというお話ですし、また譲受人も、見ていただけるように年齢も40代ということで、私としては全然問題がないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。
質疑がございましたらお願いいたします。
横田委員。

12番
横田委員

すみません。先ほど事務局さんのほうから、空き家に付随する農地ということで、以前、そういう条件に合わなかったのが、今回、面積要件でクリアできたので、申請するということなのですけれども、これは予定で計画しているわけではないですか。まだ居住しているわけではないので、申請というのは居住してからでは駄目なのですか。

事務局

前のところは空き家に付随する農地として登録をしまして、100㎡からの取得ということで、取得できる要件は整っていたのです。ただ、下限面積、要は面積要件がなくなったのに皆野町で100㎡という面積の要件を定めるというのは、法律上、よろしくないということで、撤廃に合わせて要綱を削除しました。

今回の案件につきましては、家に住んでから取得したらどうかというお話をいただいているのですが、こちらの住宅自体は空き家バンクに登録をされておまして、要はこの畑と一緒に取得したいと。畑が取得できないのであれば、この住宅の取得というの、言い方はあれですけれども、御破算になる可能性ということで、この農地が取得できることというのを条件に付して、今、空き家バンクのほうも進めているような状態になります。なので、取得と移住については、そういう契約をしているので、同時期のほうがということで、今回申請が住む前に来ている状態になります。

ですので、こちら空き家バンクに最初登録していた案件ですので、そのときの相手方の不動産屋さんともいろいろやり取りさせていただいておまして、この畑の取得というのがこれで許可になれば、子供もいらっしゃるので、4月までには来て、4月から子供は学校に通わせたいと。新学期に合わせて通わせたいということで、手続のほうは進めているということなのです。なので、横田委員のおっしゃるように、家を取得してから農地というのが理想なのですが、今回は一体で取得したいということなので、同時進行になっているというようなところですよ。

12番
横田委員

分かりました。

登記上の面積が397なのですが、こちらの3ページのところの1-2の(1)のところ、370というと、この面積が単純に間違っただけということですか。

事務局

ここが除かれているのは、ここの奥に物置みたいなものがあると思うのですが、そこを加味していたと思います。物置は農機具置場ということで、農業委員会のほうに届け出いただいています。その面積の部分を大枠に多分除いた上での面積になっていると思います。ちょっと登記上は、もう少しこの建物、小さかったかと思うのですが、その辺も配慮しての面積かと思っておりますので、実際はこの畑全部フルに使ってやっていただくというようにはなっています。そのように指導するようにはしたいと思っております。

浅見会長

よろしいですか。

12番
横田委員

はい。

浅見会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほう以上ということにさせていただいて、これより採決をしたいと思います。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。
続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。
番号1について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の2番、野澤辰雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

2番
野澤委員

それでは、説明をさせていただきます。
17日の日に事務局と現地を確認してまいりました。家を建て替えるとのことで、こちらの11ページを見ていただくと分かるのですが、こちらから行きますと〇〇〇という神社があります。その50m手前の左に入った小さな橋を渡った左手になります。沢のすぐ横というか、道路があるのですが、先ほど事務局が話したように、農地が、道が狭いために道路として〇〇〇ですか、そちらのほうが使われたということです。それと、〇〇〇のほうを駐車場として使いたいということで、農地なのですが、出ております。
自宅の近所には迷惑等はないと思いますので、ぜひご審議のほどよろしく願いいたします。
以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。
質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。

3番
東委員

今月の20日ですか、事務局と私で、現場をちょっと見てきました。申請地は、〇〇〇の信号機を、〇〇〇を、〇〇方面に130mぐらい行ったところ、初めての道を左折します。ちょっと国道と並行して5、60m走ると、また左折して、方向は〇〇側のほう、しばらく行くと〇〇〇があります。〇〇〇の先をずっとまっすぐ進むと突き当たりの左がこの申請地です。大体国道からこの申請地まで240mぐらいです。行ったところが、この写真を見てもらうとよく分かるのですが、建物はいっぺいあってどうするのかなと思ったら、近々家を新築するそうです。

以上、そんなようなことなのですが、ご審議のほどよろしくお願いします。

浅見会長

事務局。

事務局

すみません。私のほうから少し補足をさせていただきます。

こちらの案件なのですが、面積が585ということで、一般住宅より面積が、一般住宅は条件がおおよそ500ですので、かなり面積が増加しております。その関係で、県とも少し協議をしております、今、県の審議のほうはおおよそ1割までは見るよということで、550程度までは一般住宅としても見ているというような状態でございます。

それでも少し面積が多いのですが、先方のほうからお話を聞いているのは、ちょっと今回、お写真つけさせていただいた、今日の写真の中に、私が写っている写真が、メートルとか書いてあるものがあるかと思えます。面積は585ということで、多いのですが、隣の畑との間に段差があると。それがおおよそ22mの幅で、おおよそ1m60cmぐらい自宅のほうから傾斜になっていて、横幅が22mということで、大体計算しますと35㎡程度ということで、県のほうの基準としております550に近い数値にはなるというところですよ。

ここの面積の超過分のところについては、私のほうもいろいろ県にも確認をしているのですが、県のほうも市町村の農業委員会の判断によってというような、かなり、どちらとも取れるような保有面積のようです。ですので、今回、ここの段差の部分をもって面積の超過分を許容するかどうかというところを加味して、皆様にご審議いただければというふうに思っています。

私と東委員で見てきた限りでは、もう少し、何十㎡とか残してしまっても、農地としての利用というのはかなり難しいよねと。これを転用したからといって、周りの農地に何か著しい影響を受けるかということ、そういうものはないというような判断をしてきたということも併せて少し補足させていただきます。

事務局のほうからは以上となります。

浅見会長

事務局からの補足説明も含めて、説明のほう一通り終わりました。これより本件に対する質疑を行いたいと思います。質疑ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

ちょっと面積の点、少し引っかけるところもあるのはあるのですが、皆さんにご了解いただけるのであれば、質疑のほう以上ということにさせていただきますが、よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに

決定いたしました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読、説明を求めます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。小池委員。

11番
小池委員

議案第3号、番号2について説明いたします。

11月20日、事務局と現地を確認してまいりました。現地ですが、隣のページ、19ページをご参照ください。県道〇〇〇、真ん中を通っているのが県道かと思えますけれども、〇〇の信号から〇〇方面へ400mほど行きますと、左側に〇〇〇、右側に〇〇〇へ上る道がありますけれども、そこを〇〇〇という、〇〇〇の施設があります。そちらのほうへ向かって下りていきます。そこを左に行きまして30mほど行ったところが現地となります。

申請地は、隣接する農地の地権者の同意書も得ているようですし、面積も、先ほど話題になりましたけれども、500㎡という面積もクリアしているかと思えますので、実際問題はないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号3について審議します。

事務局に議案の朗読、説明を求めます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の6番、四方田順造委員に対象農地の状況について説明を求めます。四方田委員。

6番

四方田委員

番号3について説明をいたします。

17日、事務局と現地調査を行ってきました。場所は、〇〇のほうから行きて、〇〇に入るとすぐ〇〇〇がありまして、そこから100mほど行ったところに〇〇〇があります。その〇〇〇から50m行ったカーブのところに申請地があります。この申請地は、今日配ってもらった、これはついていた写真かな。

事務局

それはついていたやつです。

6番

四方田委員

この写真を見てもらえば一目瞭然であります。現在農地なのですが、実際には何も耕作をしていないような状況でありまして、周りも全部遊休農地になっている状況です。短期間でもありますし、ここに仮設ハウス、現場事務所を建てて駐車場としてしたいということについて、問題はないというふうに思いますが、ご審議のほうよろしくお願ひします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

横田委員。

12番

横田委員

よく分からないのですけれども、この転用理由の水道施設改修工事というのはどういうことなのですか。ライフラインの工事に伴う業者さんの仮設。そういう場合に転用を取らなければいけないのでしたっけ。

事務局

これ補足させていただきますと、〇〇〇〇の案件になります。今回の申請地の〇〇にもう少し行った先にポンプ場がありまして、そちらの更新工事ということで申請を受けております。

基本的には、落とした業者が使うものなので、今回こういうふうな転用を取るというのが必要です。今回相談があつて、ここを一時的に使いたいということでしたので、であれば農地転用の申請をしてくださいとなりました。

1 2 番
横田委員

〇〇〇〇とかという、そういう関係も入るのだけれども、実際にやる工事の会社さんの申請になるのですよという。

事務局

入る業者さんになりますのでしていただくものでございます。あくまで用地となるのであれば、土地収用法とかいろいろかかってくると思うのですけれども、今回のケースはならないと認識しておりますので、出させていただきます。

1 2 番
横田委員

丁寧ですよ。

事務局

そうですね。かなり丁寧な業者さんかなと思います。内容とすると、〇〇〇〇のほうの事業になりますので、その落札した業者が、自分たちのそういうものを置くためにということで来ていますので、何らこちらで出さなくていいですと言えるものでもないと思いますので。

浅見会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほう以上で終わりにして、これより採決をいたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で審議いただき議案は全て終了いたしました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。